

# 嘉島町空家等対策計画

令和5年9月

## ■目 次

第1章	計画策定にあたって	
1.	背景	1
2.	計画の位置づけ	1
第2章	空家等の現状と課題	
1.	嘉島町の人口等の推移	2
2.	空家等の現状	2
第3章	空家等対策の基本方針	
1.	対策に関する基本的な方針	3
	(1) 所有者等の意識の涵養	3
	(2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み	3
	(3) 特定空家等の取り組み	3
	(4) 住民からの相談に対する取り組み	3
2.	計画期間	3
3.	対象地区	3
	(1) 対象地区	3
	(2) 重点地区	3
4.	対象とする空家等の種類	4
5.	空家等の調査	
	(1) 空家等調査方法	4
	(2) 実態調査	4
	(3) 空家等情報のデータベース化	5
6.	空家等の適切な管理の促進	
	(1) 所有者等の意識の <sup>かん</sup> 涵養	5
	(2) 相談体制の整備等	5
7.	空家等及び跡地の活用の促進	
	(1) 利用可能な空家の活用	5
	(2) 空家を活用した移住・定住の促進	5
8.	特定空家等に対する措置等	
	(1) 措置の方針	6
	(2) 措置の実施	6
9.	空家等対策の実施体制	
	(1) 庁内の組織体制及び役割	7
	(2) 関係機関等との協力・連携	8
10.	住民等からの空家等に関する相談への対応	8

1 1. その他空家等対策の実施に関し必要な事項 . . . . . 8

資料編

空家等対策の推進に関する特別措置法 . . . . . 9

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住世帯のない住宅・使用されていない建築物が年々増加してきている。

嘉島町においても、72件（平成28年調査時）の空家等があり、高齢化と人口減少を背景として今後も増加すると考えられ、今後発生する空家等を抑制していくことが必要である。

また、適切な管理が行われないうまま放置されている状態の空家等は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになるため、早急な対策の実施が求められている。

### 2. 計画の位置づけ

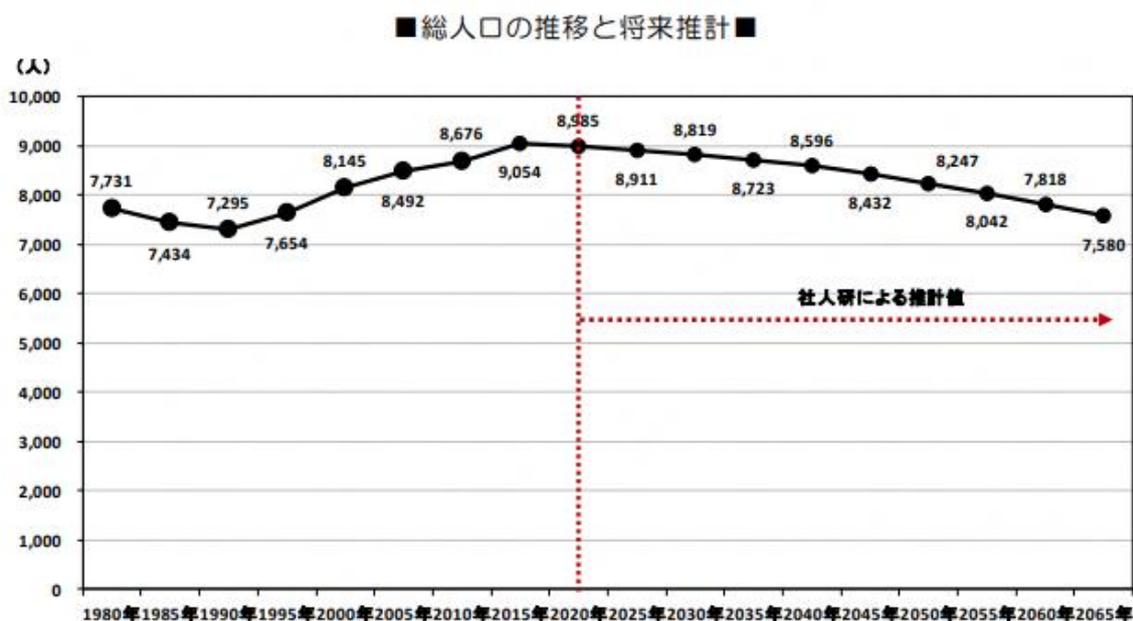
この「嘉島町空家等対策計画」（以下「本計画」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、本町の空家等対策の基礎となるものである。

なお、本町では「第6次嘉島町総合計画」及び「嘉島町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、空き家などの地域資源を最大限に活用した移住定住を推進する施策に積極的に取り組んでいる。

## 第2章 空家等の現状と課題

### 1. 嘉島町の人口等の推移

本町の人口は、10,153人（令和5年8月末現在）であり、近年は微増傾向にあるが、社人研の推計によると2015年にピークを迎え、それ以降人口の減少傾向となっており、今後も減少傾向が続くと予測されている。



資料：2015年（平成27年）までは国勢調査実測値、2020年（令和2年）以降は社人研推計値

嘉島町人口ビジョン（令和2年の改訂版）より

### 2. 空家等の現状

平成30年住宅・土地統計調査によると、全国の住宅総数は約6,240万戸と5年前の平成25年と比べ約178万戸（2.9%）増加し、空家数も約849万戸と約29万戸（3.6%）増加している。なお、空家率は13.6%と過去最高になっている。

熊本県においては、住宅総数が約81万4千戸、空家数が11万2千戸、空家率13.8%となっている。

嘉島町においては、平成28年の熊本地震により、老朽化が進行していた空家等の多くが倒壊したことから、周囲に影響をもたらす可能性がある緊急性の高い空家等は減少しているが、今後の新たな空家等の発生を抑制していくとともに、移住定住推進のため地域資源である利用可能な空家等を把握し、適切に維持管理していく必要がある。

## 第3章 空家等対策の基本方針

### 1. 対策に関する基本的な方針

#### (1) 所有者等の意識<sup>かん</sup>涵養

空家等は個人の財産であり、法第3条に空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされている。このため、所有者等に対して、空家等の適切な管理や利活用の意識付け・啓発を行う。

#### (2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進する。

#### (3) 特定空家等の取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることにつながるため、適切に対応する。

#### (4) 住民からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに、所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等に関する相談体制の構築に努める。

### 2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年9月から令和10年3月までの4年半とする。

### 3. 対象地区

#### (1) 対象地区

空家等対策計画の対象地区は町内全域とする。

#### (2) 重点地区

空家率が高く、周辺の住環境に深刻な影響を及ぼしていると判断される地域や、街並みの保全が必要な地域等、特に優先的に空家等対策を進める必要がある場合は、別途重点地区を定めることとする。

#### 4. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する「空家等」とする。

##### 法第2条第1項 「空家等」

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

##### 法第2条第2項 「特定空家等」

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

#### 5. 空家等の調査

##### (1) 空家等調査方法

住民票、水道の使用量、建築物への人の出入り状況、周辺住民のヒアリング等により空家等を特定する。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報及び近隣住民等からの情報収集等により、所有者等を特定する。

特定した空家等の所有者等に通知を行い確定する。

##### (2) 実態調査

①空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家等の状態等を把握するため、職員又は町長が委任した建築士又は土地家屋調査士等（以下「職員等」という。）により実態調査を実施する。調査は、おおむね5年ごとに行い、自治会や地域住民等と連携し、継続的な把握と必要な補正に努める。

②特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、職員等の訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により意向確認を行う。

③職員等は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合に、空家等の敷地内に立入調査を行う。

なお、立入調査を行う場合は、法第9条第3項に基づき、その5日前までに所有者等に対して文書で通知を行う（通知が困難な場合は除く。）。

### (3) 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、データベースを整備し、その情報は関係部局で共有する。

## 6. 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、所有者等が自らの責任において行うことが原則である。このことを所有者等に啓発するため、次の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止する。

### (1) 所有者等の意識の<sup>かん</sup>涵養

#### ①所有者等への啓発

広報誌及びホームページへの適正管理に関する情報掲載、文書通知等により空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努める。

#### ②所有者等へ空家等対策に関する情報提供

広報誌及びホームページへの適正管理に関する情報掲載、文書通知等により情報提供を行う。

### (2) 相談体制の整備等

空家等に関わる問題は、多岐にわたることから総合窓口を設置し、関係団体と連携した相談体制の整備に努める。

## 7. 空家等及び跡地の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、関係団体を活用した利活用の提案や、関係団体や地域と連携して活用を検討する。

### (1) 利用可能な空家等の活用

空き家登録活用事業において所有者等の同意を得たうえで空家等を登録し、移住希望者等の利用希望者に対し情報提供を行う。

### (2) 空家等を活用した移住・定住の促進

広報誌及びホームページへの適正管理に関する情報掲載、文書通知等により空家所有者等への制度の周知を図り、空き家バンク制度の拡充を行う。また、移住者等が空家等を有効活用できるよう、町ホームページにて積極的に情報発信を行う。

## 8. 特定空家等に対する措置等

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、また、健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じる。

原則として『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』に基づいて調査を行い、特定空家等の判断を実施する。

### (1) 措置の方針

#### ①措置の優先

特定空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの又は及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとする。

#### ②措置内容の検討

- ・特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要に応じて立入調査を実施し、建築物の状況を把握する。
- ・調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討する。
- ・措置の内容を決定し、又は決定した内容を変更する場合は、必要があれば専門家の意見を求めることとする。

### (2) 措置の実施

#### ①助言・指導

町長は、8. (1) ②で検討した措置の内容を講ずるよう助言・指導を行う。

#### ②勧告

町長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行う。

勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなることから、税担当部局と十分打合せを行うとともに、所有者等にも、その旨を通知する。

#### ③命令

町長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じる。また、命令にあたっては法の規定に基づいて実施する。

#### ④行政代執行

町長は、命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行う。

#### ⑤所有者等がない場合の措置

特定空家等と判断された空家等のうち、所有者等の存在が確知できない場合は、相続財産管理制度や、略式代執行等、各法令に基づく対応を検討する。

### 9. 空家等対策の実施体制

#### (1) 庁内の組織体制及び役割

課 名	役 割
企画情報課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等対策計画の策定、進捗管理</li><li>・空家等に関する相談窓口の設置（相談内容に応じて各担当課へ）</li><li>・空家等の調査</li><li>・空家等及び跡地の活用促進</li><li>・関係機関との連絡、調整</li><li>・その他の施策全般</li></ul>
総務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災、防犯上危険な空家等の対策</li></ul>
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等の環境衛生（ごみ問題、害虫等、動植物等）に関すること</li><li>・町の景観に関すること</li></ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路管理、道路安全確保等</li><li>・上、下水道接続確認（※下水道においては公共ます状況（破損の有無）確認）</li></ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・法第 10 条第 1 項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報を庁内関係課へ提供</li><li>・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応</li></ul>
農政課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等に住み着く有害鳥獣に関すること</li></ul>

## (2) 関係機関等との協力・連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、次の関係機関や民間団体等との連携及び協力のもと対応を実施する。

### ①弁護士、司法書士、行政書士等

相続に関する相談対応及び調査、不動産登記手続き等

### ②不動産業者

不動産の売買・賃貸に関する相談対応、空き家バンク事業の支援

### ③建設業者

空家等の改修、解体に関する相談対応

### ④警察

犯罪被害の防止等

### ⑤消防

災害対応等

### ⑥民間団体等

空家等の管理代行支援、相談対応等

### ⑦自治会等

空家調査への協力、情報提供等

## 10. 住民等からの空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談窓口を企画情報課内に設置し、同課職員が対応する。また、空家等の相談は多岐にわたることから、庁内の関係課等及び関係団体と連携し対応する。

## 11. その他空家等対策の実施に関し必要な事項

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時変更する。

# 資料編

○空家等対策の推進に関する特別措置法

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

[平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号]

(目的)

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第 10 条第 2 項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第 3 条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第 4 条 市町村は、第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第 5 条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第 1 項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要

な事項

- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - (2) 計画期間
  - (3) 空家等の調査に関する事項
  - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
  - (6) 特定空家等に対する措置(第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
  - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
  - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の

把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第 11 条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第 13 条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第 12 条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第 13 条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第 14 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する

機会を与えなければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な

実施を図るために必要な指針を定めることができる。

- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。